

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会
第5次発展・強化計画 評価委員会設置規程

(設置)

第1条 斑鳩町における福祉のまちづくりを目指し、策定された社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会第5次発展・強化計画（以下「本計画」という。）を効果的に進めるにあたり、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第19条の規定により、第5次発展・強化計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 評価委員会は、会長の諮問に応じ、本計画の進行状況の点検・評価・見直しを行う。

(委員)

第3条 評価委員会は、委員10名以内をもって組織し、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、会長が委嘱した日から評価委員会の任務を達した日までとする。

(正副委員長の設置)

第5条 評価委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 正副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は評価委員会を代表し、評価委員会を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 評価委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 評価委員会に議長を置き、委員長をもってあてる。
- 3 評価委員会は委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 4 評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その

説明もしくは意見を聴取し、また、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行以後、最初に開かれる評価委員会は、第6条第1項の規定に関わらず、本会の会長が招集する。
- 3 この規程は、評価委員会の任務を達した日をもって廃止する。

付 則

この規程は、令和元年12月9日から施行する。